

# 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の概要

## 1 概要

消費税及び地方消費税（以下「消費税」と総称する。）の税率の引上げ等に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に規定する手数料の額の標準について、見直しを行うもの。

## 2 改正内容

- ・ 消費税の税率引上げの影響により増額改定が必要となる手数料のうち、直近の人件費、物件費等の変動の影響を反映してもなお現行の額の標準に比して増額改定が必要となる28件について改定を行う。
- ・ 児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査に係る手数料の額の標準を新たに定める。

具体的な改正の内容は別表のとおり。

## 3 施行期日

平成26年4月1日

## 別表

(単位：円)

手数料の額の標準を改定するもの	現在の金額	消費税率引上げ 反映後	直近の人件費等 の変動反映後 【改定後の金額】
児童福祉法施行令第 21 条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	—	—	2,400
消防法関係			
製造所の設置の許可の申請に係る審査 指定数量の倍数が 200 超	91,000	92,000	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000kl 以上 5,000kl 未満	820,000	830,000	830,000
同 5,000kl 以上 10,000kl 未満	990,000	1,000,000	1,010,000
同 10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,100,000	1,110,000	1,120,000
同 50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,400,000	1,410,000	1,420,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,640,000	1,650,000	1,660,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	3,850,000	3,870,000	3,880,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	5,090,000	5,110,000	5,100,000
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 1,000kl 以上 5,000kl 未満	1,120,000	1,130,000	1,130,000
同 5,000kl 以上 10,000kl 未満	1,330,000	1,340,000	1,340,000
同 10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,480,000	1,490,000	1,500,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	2,120,000	2,130,000	2,140,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	4,330,000	4,350,000	4,350,000
一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 指定数量の倍数が 200 超	91,000	92,000	92,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（溶接部検査） 貯蔵最大数量 10,000kl 以上 50,000kl 未満	950,000	960,000	990,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,650,000	1,660,000	1,720,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	3,180,000	3,190,000	3,320,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	3,890,000	3,900,000	4,060,000
同 400,000kl 以上	4,450,000	4,470,000	4,650,000
特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量 5,000kl 以上 10,000kl 未満	410,000	420,000	430,000
同 50,000kl 以上 100,000kl 未満	920,000	930,000	960,000
同 100,000kl 以上 200,000kl 未満	1,160,000	1,170,000	1,210,000
同 200,000kl 以上 300,000kl 未満	2,830,000	2,840,000	2,950,000
同 300,000kl 以上 400,000kl 未満	3,470,000	3,480,000	3,620,000
同 400,000kl 以上	4,000,000	4,010,000	4,170,000
道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	19,000	20,000	20,000
職業能力開発促進法施行令第 3 条第 1 号の規定に基づく技能検定試験の実施	16,500	17,200	17,900
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 51 条第 1 項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	2,800	2,900	2,900